

令和7年第3回奥州市議会臨時会付議事件

(令和7年7月28日)

- 議案第1号 令和7年度奥州市一般会計補正予算(第5号)
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第2号 一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について
- 報告第3号 一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について

議案第 1 号

令和 7 年度奥州市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度奥州市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 7 月 28 日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月28日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第8号

専 決 処 分 書

奥州市立学校の敷地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

50,336円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額50,336円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和7年5月27日午後4時10分頃、奥州市立学校の体育館でクラブ活動に参加していた同校の生徒が、換気のために同体育館の鉄扉を固定しない状態で開放していたところ、自然に動いた鉄扉が付近に駐車していた相手方車両の左後方部分に接触し、当該車両を損傷させたことによる。

令和7年7月9日

奥州市長 倉 成 淳

報告第2号

一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年7月28日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第3号

一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人江刺畜産公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年7月28日提出

奥州市長 倉 成 淳